



# 熊本県公報

号外 第 2 2 号

平成 30 年 5 月 18 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の不均一課税の対象要件となる地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定期限を延長することとした。(第 4 条の 1 4 関係)
- 2 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用することとした。

## 条 例

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 3 0 年 5 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

### 熊本県条例第 4 1 号

熊本県税特別措置条例(昭和 3 9 年熊本県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。  
第 4 条の 1 4 第 1 項第 1 号中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 2 項中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 1 年 3 月 3 1 日(第 4 条の 1 4 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合にあつては、平成 3 4 年 3 月 3 1 日)」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。